

第329回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第3条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○実施要項（案）

- ・厚生労働省／労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務
- ・厚生労働省／労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業

なお、議事のうち「労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」について、石田委員長から、異存はないものの以下の意見が提出された。

【石田委員長の意見】

意見：事業実施にあたり確保されるべき質は見直しが必要ではないか。

本事業の事業実施にあたり確保されるべき質は見直しが必要だと考える。本事業は、ア）サイトの設置・運営、イ）コンテンツ・サービスの確認・更新・保守、ウ）周知広報の実施等、様々な事業を実施している。しかしながら、入札実施要項（案）で事業実施にあたり確保されるべき質として要求しているのは①労働者向けサイトアクセス数、②事業者向けサイトアクセス数、③第3者による不正アクセスによる情報窃取がないこと、④重大なシステム障害がないこと等の4つである。

①、②サイトアクセス数の多寡では、当該サイトが使いやすいものになっているか、十分役立っているか等の現状を把握し、事業の質向上に役立つ目標尺度とはいえないだろう。特に事業者向けサイトでは、メールマガジン配信数や労務管理・安全衛生管理WEB診断実施数、電子申請様式作成支援ツールによる作成完了数、就業規則作成支援ツールによる作成完了数等々、業務それぞれに確保すべきサービスの質は異なるものが想定される。

次期以降の実施要項では、確保されるべき質について各事業内容の目的に適うよう真摯な検討を望む。

石田委員長の意見に対する厚生労働省の回答は以下のとおり。

【厚生労働省の回答】

サイトアクセス数を目標とすることで、役務の一つであるサイトの周知広報に取り組みせるとともに、サイトを見やすくかつ最新の法令内容のコンテンツに改修し活用しやすく

することで同一の利用者が複数回アクセスにつながると考えており、サイトアクセス数は目標の尺度として有用なものと考えております。

一方で、委員御意見のとおり、サイトアクセス数以外で取得できる数値を目標とすることを検討する余地はあると認識しておりますが、事業者の創意と工夫が発揮されることにより向上する数値であるかどうかを、事業者へのヒアリングを行うことで検証する必要があると認識しております。

本事業は１期目（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の事業評価が未実施でもあり、今後、事業評価時点での事業者からの改善提案等の意見を聞く機会を活用することで、次期実施要項作成の際の質の設定について検討させていただきます。

以上